

茨城町 第3次 町税収納対策基本計画

令和5年度～令和9年度

令和5年4月1日

茨城町総務部税務課

1 目的

平成25年4月、滞納整理取組方針を明確に示し、効率的かつ効果的な業務履行の実現により、納税本来の姿である自主納付の推進と収入未済額の縮減に努め、税財源の確実な収納と公平性に資することを目的に、町税収納対策基本計画(以下、「第1次基本計画」という。)が施行された。

この第1次基本計画に基づく取組により、収納率は向上し、収入未済額も大幅に縮減した。

計画期間終了を受け、第1次基本計画における課題を検証し、さらなる収納率向上のため、「第2次町税収納対策基本計画」(以下、「第2次基本計画」という。)を策定、平成30年度に施行した。第2次の計画期間においても収納率は着実に伸び、安定した収入確保に寄与することができた。

しかし、町税は、町の根幹をなす財源であり、令和5年度から施行される「茨城町第6次総合計画後期基本計画」で掲げる重点取組事業等の目標を達成するためにも、町税収入の確保は極めて重要である。

このことから、令和5年度から令和9年度までの5年間を期間とする新たな「町税収納対策基本計画」を策定し、更なる収納率の向上と税収の確保を図るため、滞納額の縮減と自主納付をより一層推進するものである。

2 町税等収入の現状

(1)町税収入の推移と現状

(単位:円、%)

年度	区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率	
						率	前年比
H29	現年度分	3,775,545,866	3,728,724,036	51,600	46,770,230	98.76	▲ 0.06
	滞納繰越分	135,983,504	34,199,041	14,172,039	87,612,424	25.15	1.48
	計	3,911,529,370	3,762,923,077	14,223,639	134,382,654	96.20	0.27
H30	現年度分	3,725,722,786	3,677,808,853	170,822	47,743,111	98.71	▲ 0.05
	滞納繰越分	133,600,191	34,869,652	22,130,572	76,599,967	26.10	0.95
	計	3,859,322,977	3,712,678,505	22,301,394	124,343,078	96.20	0.00
R01	現年度分	3,828,779,837	3,784,059,767	537,440	44,182,630	98.83	0.12
	滞納繰越分	123,440,492	33,656,473	9,373,647	80,410,372	27.27	1.17
	計	3,952,220,329	3,817,716,240	9,911,087	124,593,002	96.60	0.40
R02	現年度分	3,850,294,773	3,807,094,288	47,950	43,152,535	98.88	0.05
	滞納繰越分	123,726,017	31,857,120	12,932,319	78,936,578	25.75	▲ 1.52
	計	3,974,020,790	3,838,951,408	12,980,269	122,089,113	96.60	0.00
R03	現年度分	3,848,952,485	3,813,908,541	135,468	34,908,476	99.09	0.21
	滞納繰越分	120,136,761	35,042,533	16,397,552	68,696,676	29.17	3.42
	計	3,969,089,246	3,848,951,074	16,533,020	103,605,152	96.97	0.37

平成30年度に施行した第2次基本計画に基づき、現年度滞納額を中心に滞納整理に取り組んだ結果、収入未済額は平成29年度末の約1億3千万円から令和3年度末には約1億円と約3千万円減少した。収納率も着実に向上し、令和3年度末における現年度課税分の収納率は初めて99%の大台に乗ることができたが、町税全体の収納率は96.97%と県内28位で、県内平均収納率を下回っている。

(2) 国民健康保険税収入の推移と現状

(単位:円、%)

年度	区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率	
						率	前年比
H29	現年度分	953,313,800	891,241,927	0	62,071,873	93.49	▲ 0.18
	滞納繰越分	176,709,910	44,770,182	14,222,549	117,717,179	25.34	▲ 1.29
	計	1,130,023,710	936,012,109	14,222,549	179,789,052	82.83	▲ 0.44
H30	現年度分	979,920,600	913,692,466	81,100	66,147,034	93.24	▲ 0.25
	滞納繰越分	177,219,852	43,377,766	24,171,155	109,670,931	24.48	▲ 0.86
	計	1,157,140,452	957,070,232	24,252,255	175,817,965	82.71	▲ 0.12
R01	現年度分	930,696,000	874,597,488	94,600	56,003,912	93.97	0.73
	滞納繰越分	175,250,465	56,341,120	10,520,810	108,388,535	32.15	7.67
	計	1,105,946,465	930,938,608	10,615,410	164,392,447	84.18	1.47
R02	現年度分	912,424,200	862,830,386	20,300	49,573,514	94.56	0.59
	滞納繰越分	163,191,647	51,400,755	11,595,077	100,195,815	31.50	▲ 0.65
	計	1,075,615,847	914,231,141	11,615,377	149,769,329	85.00	0.82
R03	現年度分	877,720,700	834,128,665	33,700	43,558,335	95.03	0.47
	滞納繰越分	148,916,229	48,102,512	11,611,111	89,202,606	32.30	0.80
	計	1,026,636,929	882,231,177	11,644,811	132,760,941	85.93	0.93

国民健康保険税の収入未済額は、平成29年度末の約1億8千万円から令和3年度末には約1億3千万円と約5千万円減少した。収納率も着実に向上し、令和3年度末の現年度課税分は初めて95%を超え、全体収納率は85.93%と県内19位で、県内平均収納率を大きく上回っている。

しかし、国民健康保険においては、社会保険の適用拡大や高齢化により加入者が年々減少し、調定額が減少する傾向にある一方で、高齢化や医療技術の高度化により一人当たりの医療費が増加し、特別会計の運営は厳しさを増している。

3 収納の課題

「町税収納対策基本計画」に基づき滞納処分を進め、一定程度数の滞納事案は完納し、大口の滞納案件も減少した。しかし、町税の調定額が増額となっている影響で、収入未済額も増加する傾向にあることから、現年度滞納分を確実に収納して滞納繰越を出来るだけ抑えることが重要である。

また、低額の滞納事案や国保税の滞納割合が多いことから、収納率のさらなる向上を実現するためには、これまでとは違う新たな対応方法を検討する必要がある。

4 滞納整理取組方針

これらのことから、賦課について、課税客体を的確に把握し、適正な課税に努める中、収納については、税財源の安定確保・税負担の公平性確保を目的として、納税本来の姿である納税者による納期内納付を促進しつつ、町税等の収納率の数値目標を設定し、収納率の目標達成に向けて計画的な収納業務を履行する。

○町税の目標収納率

年度	R5	R6	R7	R8	R9
現年度	99.10 %	99.15 %	99.20 %	99.25 %	99.30 %
過年度	27.50 %	28.00 %	28.50 %	29.00 %	29.50 %

○国民健康保険税の目標収納率

年度	R5	R6	R7	R8	R9
現年度	95.10 %	95.15 %	95.20 %	95.25 %	95.30 %
過年度	32.50 %	32.55 %	32.60 %	32.65 %	32.70 %

また、次の2項目を滞納整理取組方針の最重要取組項目として決定し、更なる滞納額の圧縮・徴収率の向上に取り組むこととする。

- (1) 現年度滞納分に対する早期対応
- (2) 不良債権の累積防止

5 重点徴収対策

取組方針の最重要取組項目の2項目を軸に下記の重点徴収対策に取り組む。

(1) 納期内自主納付の推進

納税本来の姿である納期内自主納付の促進のため、次の取り組みを強化する。

①口座振替制度の利用促進

便利で安全な口座振替制度について、広報紙・ホームページでの啓発活動と納付窓口(各金融機関含む)や徴収嘱託員による加入・利用促進を図る。また、ペイジーやWEB口座振替受付サービスの導入など、口座振替の申請がしやすい環境の整備を検討する。

②啓発活動の強化

広報紙やホームページで、納税の重要性や徴収の取り組み状況(差押・公売等の滞納処分状況)を広く町民に周知し、納税に対する理解と納税意識の高揚を図り、納期内自主納付を促進する。特に、将来の納税者となる小中学生を対象とした租税教室について、税務署と連携して開催する。

(2) 納税相談時の聴き取りや財産調査の徹底

滞納原因や納税資力など滞納者の実態把握のため、納税相談時の詳細な聴き取りや財産調査の実施を徹底する。これらの調査結果を分析し、納税資力に合わせた対応方法を判断する。特に過年度の滞納があるものは、必ず財産調査を行う。

(3) 現年度課税分の未納に対する早期対応

現年度分の未納に対しては、電話催告や徴収嘱託員と連携した訪問催告を早期に行い、納付を促すとともに、それでも納付しない場合は、財産調査の上、滞納処分を早期に着手し、納付へ導く。

定期的に一斉催告を発送し、納付忘れや低額の滞納者への対応を図り、年度内納付を促す。催告書は、文面や記載内容を工夫し、文書催告の効果を高める。

(4) 滞納処分の強化

財産調査等の結果により、納税資力を有し、かつ特別な事情もなく納税に応じない滞納者に対しては、給与、預貯金等の差し押さえを行うとともに、事案や状況に応じて、債権以外の動産や不動産についても滞納処分を執行する。

差押えた不動産について、茨城租税債権管理機構へ事務移管した事案は、機構にて公売を実施するほか、町においても定期的に公売を行い滞納圧縮に努める。

財産調査等で財産を発見できない場合は、滞納者の自宅や事業所を搜索し、換価可能な財産の発見に努め、必要に応じ差押財産の公売を実施する。

(5) 徴収嘱託員の活用

現年度滞納分の早期催告及び徴収、身体的事情により納付困難な高齢者等への訪問徴収、口座振替の加入促進、自主納付の指導を行うほか、納税交渉や軽微な実態調査、分割納付の不履行者への来庁要請など、滞納額が増加しないように滞納処分の早期対応を図る。

(6) 分割納付誓約による納付及び履行管理の徹底

納付相談での詳細聴き取りや財産調査の結果、納税資力に乏しく、一括納付が困難であるなど、やむを得ないと判断されるときは、分割納付計画による納付を認めるが、徴収猶予や換価の猶予制度が該当すると判断されるときは適正に処理を行うこととする。

なお、分割納付とする場合は、分割納付条件として不履行時に備え、事案ごとに効果的な担保を徴するものとする。ただし、分割納付計画の履行状況の監視を強化し、不履行時は速やかに滞納処分に着手する。

(7) 滞納処分の執行停止による不良債権の累積防止

財産調査等の結果、滞納者の納税資力が無い、あるいは生活保護等の扶助を受けている場合など、生活困窮者と認められるときは、「滞納処分の停止ガイドライン」の統一基準に照らし、地方税法第15条の7に基づく滞納処分の執行停止(不納欠損処分)措置や一部執行停止等の措置をとる。なお、停止後も資力回復調査を継続し適正に処理を行う。

6 課税部門等との連携強化

庁内及び課内において連携を図り、居住不明者に対する実態調査、軽自動車等の登録状況調査、国民健康保険資格喪失に関する届出勧奨、個人町民税未申告者への申告勧奨を行うなど、情報を共有し、効果的な滞納整理に努める。

7 関係機関等との連携

高額かつ広域的財産調査を必要とする案件など、町のみでの解決が困難な事案については、茨城租税債権管理機構へ事務移管するなど、県や茨城租税債権管理機構と連携し、

効率的かつ効果的な収納業務を推進する。

多重債務者等の問題を抱えた滞納者については、消費生活センター等の関連団体や担当課と連携し、生活再建を優先に具体的な解決方法の検討・助言を行い、経済状況に合わせた納付契約や徴収猶予の措置を講じ、早期の事案解決に努める。

「滞納管理システム」については、導入以降、性能向上を図ってきたところであるが、ベンダーとの定期的な協議を継続して行き、更なる機能向上を図る。

8 納税環境の整備拡充

納期内納付の促進として、24時間納付可能なコンビニ納付、スマホアプリなど納税環境の拡充を行ってきた。令和元年10月には「地方税共通納税システム」が導入され、また統一規格のQRコードが令和5年度から納税通知書に付与され、これにより全国の金融機関で納付が可能になるなど、納税の利便性が向上する。

現在、国をあげてキャッシュレス納付の推進に取り組んでいることから、町としてもさらなる納税環境の整備を進める。

9 不当要求行為等対策

平成25年4月に施行した茨城町不当要求行為等対策要綱(平成16年要綱第1号)に基づく「収納業務における不当行為等対応マニュアル」により、暴力的な言動による業務執行妨害や秩序を防げるような行為に対し、組織的に毅然とした姿勢で厳正に対応する。

10 公金事故の対策

基本的な事務手続きを記した「公金取扱基本マニュアル(平成23年11月施行、平成28年4月改訂)」に基づき、現金の取り扱いを適正に行う。

11 徴税吏員の基本姿勢

法令等に基づく適正・公平な税の徴収を行うため、徴税吏員には、国税徴収法はもとより、税法、民法、商法など多岐にわたる専門的知識と、あらゆる職業や階層の納税者に対する理解や交渉力が必要であり、日常業務や各種研修を通じ、常に自己能力の向上に努める。

また、税の大量反復性、公共性、徴収経費の節減などの観点から、強制手段によって結果を実現させる自力執行権が与えられており、徴税吏員の責任においてこの権限をフルに活用し、計画性を持った事務処理により、効率的で効果のある収納業務を履行する。

徴収職員は、「町の根幹をなす財源の確保に携わっている」という、自信と誇りを持ち業務にあたる。